

宇部市水道局凍結破損に伴う使用水量に関する運用基準

対象外	官公署用・公衆用・学校用 病院用・事務所用・営業用 工場用
対象	家事用・共同住宅用 家事用兼営業用・公衆浴場用 上記のうち、適切な管理がなされていないものや以下の場合は、適用外とする。 ・蛇口以降のホース ・自動散水器に関わるもの ・給水装置申込書兼設計書に記載のない配管 ・受水槽に関するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(宇部市上下水道局凍結破損に伴う使用水量に関する運用基準の廃止)
- 2 宇部市上下水道局凍結破損に伴う使用水量に関する運用基準は廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行前に宇部市上下水道局凍結破損に伴う使用水量に関する運用基準の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。